

2010年(平成22年)4月19日

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

〔連絡先〕 かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

## 申 入 書

当NPO法人から貴社を含めた資格試験予備校各社に対し、2007年(平成19年)3月2日付申入書をもって、受講契約の解約・返金に関して受講申込者による契約解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められるよう、申し入れをさせていただきました。

その後貴社において申込規定の若干の改定をされたものの、現在に至るも、貴社の申込規定においては、以下のとおり、受講契約の解約事由を依然として制限するものとなっており、かつパンフレットおよびウェブページ上の記載においては、「お申込後の注文取消し、お客様都合による解約は、原則として承っておりません。」との、解約事由が極めて限定的であるように読める記載がなされています。

(貴社の解約条項の表示)

「受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。

- ① お客様本人様について、死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合
- ② お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合
- ③ 上記に準ずる事由により、受講することが不能又は著しく困難となった場合」

(貴社のパンフレット上またはウェブページ上の記載内容)

「お客様がコース・講座等を注文された場合：お申込後の注文取消し、お客様都合による解約は、原則として承っておりません。ご注文取消し・解約は、L E C申込規定3.【解約・返金等】所定の事由がある場合に限られます。詳細はL E C申込規定3.【解約・返金等】をご覧ください。」

本件のような準委任契約において消費者からの自由な契約解約権を制約することは、民法の原則に比して消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効と解さざるを得ません。

ところで、当NPO法人においては、資格試験予備校のうち受講契約の解約事由が極めて限定的であると思われた株式会社法学館に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を前提に2008年(平成20年)8月27日付で同法41条1項に基づく請求書を送付いたしました。その後同社からは、話し合いの申し入れがあり、当NPO法人と同社との間で、1年以上にわたる交渉を続けて来ました結果、このたび別紙のと通りの和解条項にて裁判所で起訴前の和解が成立しました(大阪簡易裁判所平成22年(イ)第103号)。同和解条項をご覧いただければわかりますように、株式会社法学館は、すでに受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されており、かつ今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定について受講契約継続中の者に個別に知らせること等を、約束される内容になっております。

つきましては、貴社においても、理由の如何を問わず受講契約の解約を認めるよう然るべき措置を採られたうえで、当NPO法人との間で、株式会社法学館と同様の内容の和解を締結されるよう、申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対する貴社のご対応について、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

追って、貴社において当NPO法人の申し入れに応じられない場合は、遺憾ながら、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行う予定でおりますので、その点も付言いたします。

以上